

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月10日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西川 卓男

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資  
信託受益証券に係るファンドの  
名称】 SBIグローバル・ラップファンド（安定型）  
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）

【届出の対象とした募集内国投資  
信託受益証券の金額】 SBIグローバル・ラップファンド（安定型）  
5,000億円を上限とします。  
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）  
5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出したこと等に伴い、平成26年11月12日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正箇所および訂正事項】

下線部\_\_\_\_\_が訂正箇所です。

原届出書の下記事項については、それぞれ下記の内容に原届出書が訂正されます。

## 第一部【証券情報】

## (3)【発行（売出）価額の総額】

&lt;訂正前&gt;

当初申込期間：

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	300億円を上限とします。
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	300億円を上限とします。

継続申込期間：

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	5,000億円を上限とします。
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	5,000億円を上限とします。

&lt;訂正後&gt;

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	5,000億円を上限とします。
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	5,000億円を上限とします。

## (4)【発行（売出）価格】

&lt;訂正前&gt;

当初申込期間：1口あたり1円とします。

継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

## ( ) 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりで表示されます。

## ( ) 基準価額の照会頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口あたり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ <a href="http://www.sbiam.co.jp/">http://www.sbiam.co.jp/</a>
---

&lt;訂正後&gt;

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

## ( ) 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりで表示されます。

## ( ) 基準価額の照会頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口あたり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03 - 6229 - 0097 (受付時間: 毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

#### (5) 【申込手数料】

通常のお申込み

<訂正前>

お申込金額の3.24% (税抜3.0%) を上限とする、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手数料には、申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が加算されます。

<訂正後>

お申込金額の3.24% (税抜3.0%) を上限とする、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手数料には、申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が加算されます。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

#### (7) 【申込期間】

<訂正前>

当初申込期間(平成26年11月28日(金曜日)より平成26年12月10日(水曜日)まで

継続申込期間(平成26年12月11日(木曜日)より平成28年3月15日(火曜日)まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

平成26年12月11日(木曜日)より平成28年3月15日(火曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (9) 【払込期日】

<訂正前>

当初申込期間

当初申込期間にかかる取得申込金額の総額は、信託設定日(平成26年12月11日)に、販売会社より委託会社の口座を經由して受託会社のファンドにかかる口座に払込まれます。

継続申込期間

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

<訂正後>

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

(略)

ファンドの特色

以下の内容に訂正・更新します。

## 1 SBIグローバル・ラップファンドは「安定型<sup>※</sup>」と「積極型<sup>※</sup>」の2つのファンドで構成されています。なお、次の愛称を用いることがあります。

ファンド名称	愛称
SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	My-ラップ（安定型）
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	My-ラップ（積極型）

※安定型、積極型の各名称は、ファンド相互の相対的なリスク量を示すものであり、元本を保証するということの意味するものではありません。

## 2 上場投資信託証券（ETF）及び投資信託証券を主要投資対象とします。

- 投資対象とする上場投資信託証券（ETF）及び投資信託証券は、総称して「投資対象ファンド」という場合があります。
- 投資対象ファンドの選定及び投資比率については、各資産の期待リターンやリスク、各資産における相関係数等をもとに決定します。

## 3 世界各国のさまざまな資産への分散投資により、中長期的な収益の獲得を目指します。

- 投資対象ファンドへの投資を通じて、世界各国の株式、債券、貸付債権（バンクローン）、ヘッジファンド、コモディティ、不動産投資信託証券（リート）等、さまざまな資産への分散投資を行うことで収益の獲得を目指します。
- スマートベータ指数<sup>※</sup>に連動するETFや、国内及び海外の中小型株式へ投資を行うことにより、追加的な収益の獲得を追求します。

※スマートベータ指数とは、時価総額に応じて銘柄を組入れる従来型の株価指数ではなく、財務指標（売上高、営業キャッシュフロー、配当金など）や株価の変動率など銘柄の特定の要素に基づいて構成された指数のことをいいます。

- ・運用期間中に亘り上記のすべての資産に投資するとは限りません。
- ・投資対象ファンドは、定性、定量評価等により適宜見直す場合があります。したがって、当初組入れていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外れたり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

## 4 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社からの助言により運用されます。

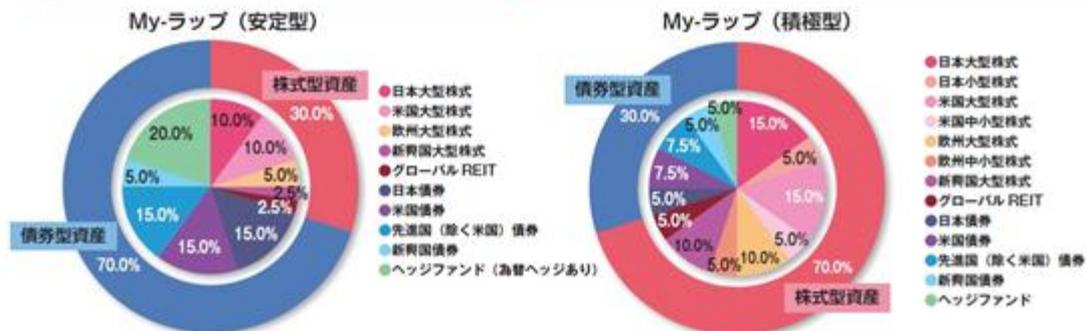
モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社  
世界27拠点に展開するモーニングスター・グループのひとつであり、同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。  
モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社はファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。契約資産残高約979億円（2015年6月末現在）

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 5 投資目的やリスク許容度等に応じた2つのファンドから選択いただけます。

各ファンドの基本配分比率・各資産クラスへの基本投資比率（2015年6月末現在）

資産クラス・基本配分	基本配分	
	My-ラップ（安定型）	My-ラップ（積極型）
債券型資産（債券、ヘッジファンド等）	70%	30%
株式型資産（株式、リート等）	30%	70%



- ・本ファンドは、投資対象ファンドへの投資により世界各国のさまざまな資産へ投資します。
- ・投資対象ファンドへの投資比率は、市況見通しの変化等により基本配分比率に対して±10%の範囲で変動させる場合があります。また、経済環境の変化等が見込まれた場合には、基本配分比率の見直しを行う場合があります。

投資対象ファンドは、後掲「追加的記載事項」「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 追加的記載事項

本ファンドが投資対象としている投資対象ファンドの概要は次の通りです。（平成27年9月10日現在）  
なお、投資対象ファンドは、定性・定量評価等により見直す場合があります。したがって、当初組入れていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

## ●投資対象ファンドの概要

資産区分	投資対象	投資対象ファンド	ベンチマーク	運用の基本方針
株式型資産	日本 大型株式	MAXIS JPX日経インデックス 400上場投信	〈JPX日経インデックス400〉東京証券取引所の第一部、第二部、マザーズ、JASDAQを主たる市場とする普通株式等の中から時価総額、売買代金、ROE等を基に原則400銘柄を選定し算出される株価指数です。	JPX日経インデックス400に連動する成果を目指して運用を行います。
	日本 小型株式	上場インデックス ファンドS&P 日本新興株100	〈S&P日本新興株100指数〉JASDAQ市場、東京証券取引所マザーズ市場、名古屋証券取引所セントレックス市場、札幌証券取引所アンビシャス市場、福岡証券取引所Q-Board市場に上場されている全銘柄のうち、時価総額や流動性などの観点から日本の新興市場を代表する上位100銘柄の株価を時価総額比率で加重平均し指数化したものです。	S&P日本新興株100指数の動きと高位に連動することを目指して運用を行います。
	米国 大型株式	グッゲンハイム S&P 500 イコール・ウエートETF	〈S&P 500 イコール・ウエート・インデックス〉 S&P500種株価指数採用銘柄に「等比率」で投資を行う指数です。	S&P 500 イコール・ウエート・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。
	米国 中小型 株式	ファースト・トラスト・ ミッド・キャップ・コア・ アルファデックス ファンド	〈ディファインド・ミッド・キャップ・コア・インデックス〉米国の中型株をバリュー・グロース・スコアで分類し、当該スコアの上位75%の銘柄(約300銘柄)で構成された指数です。	ディファインド・ミッド・キャップ・コア・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。
	欧州 大型株式	ファースト・トラスト・ ヨーロッパ・ アルファデックス ファンド	〈ディファインド・ヨーロッパ・インデックス〉 S&P ヨーロッパ BMI ユニバースからグロース及びバリューの2つのファクターで選別した指数です。	ディファインド・ヨーロッパ・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。
	欧州 中小型株式	ウィズダムツリー・ ヨーロッパ・スモール・ キャップ・ ディビデンドファンド	〈ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモール・キャップ・ディビデンド・インデックス〉欧州の中小型株(約350銘柄)で構成され配当金を基にウエイト付けされた指数です。	ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモール・キャップ・ディビデンド・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。
	新興国 大型株式	ウィズダムツリー・ エマージング・ マーケット・エクイティ・ インカムファンド	〈ウィズダムツリー・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・インデックス〉新興国の高配当株(約300銘柄)で構成された指数です。	ウィズダムツリー・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。
	グローバル REIT	iシェアーズ・ ディベロップド・ マーケット・プロパティ・ イールド・UCITS ETF	〈FTSE EPRA/NAREIT ディベロップド・ディビデンド・プラス・インデックス〉先進国の高配当利回りREIT(含む日本、約270銘柄)で構成された指数です。	FTSE EPRA/NAREIT ディベロップド・ディビデンド・プラス・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。

資産区分	投資対象	投資対象ファンド	ベンチマーク	運用の基本方針
債券型資産	日本債券	MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	〈NOMURA-BPI総合インデックス〉国内で発行された一定基準を満たす公募利付債券を対象に、インカム収入を考慮した時価総額ベースで算出する指数です。	日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にNOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果を目指して運用を行います。
	米国債券	バンガード・インターメディエイト・ターム・ボンドETF	〈パークレイズ米国 5-10年・ガバメント/クレジット・フロート・アジャステッド・ボンドインデックス〉米国の残存期間5年から10年の国債や社債等(約2,000銘柄)で構成された指数です。	パークレイズ 5-10年・ガバメント/クレジット・ボンド・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。
	先進国 (除く米国) 債券	パワーシェアーズ・インターナショナル・コーポレート・ボンドポートフォリオ	〈S&P インターナショナル・コーポレート・ボンド・インデックス〉先進10ヶ国(G10)のうち、米国を除いた国の通貨で発行された投資適格社債(約400銘柄)で構成された指数です。	S&P インターナショナル・コーポレート・ボンド・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。
	新興国 債券	パワーシェアーズ・エマージング・マーケット・ソブリン・デットポートフォリオ	〈DB エマージング・マーケット USD リキッド・バランスド・インデックス〉米ドル建て新興国国債に国・地域別に「等比率」で投資を行う指数です。	DB エマージング・マーケット USD リキッド・バランス・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。
	ヘッジ ファンド	ニューバーガー・パーマン・グローバル・ボンド・アブソリュート・リターン・ファンド (米ドル建てクラス 外国投資証券)	ベンチマークはありません	グローバル債券市場における複数の種別セクターを対象とし、ロング及びショートポジション双方を通じて絶対収益を目指して運用を行います。
	ヘッジ ファンド (為替ヘッジあり)	ニューバーガー・パーマン・グローバル・ボンド・アブソリュート・リターン・ファンド (円建て円ヘッジクラス 外国投資証券)	ベンチマークはありません	グローバル債券市場における複数の種別セクターを対象とし、ロング及びショートポジション双方を通じて絶対収益を目指して運用を行います。対円での為替ヘッジを行います。

## ●投資対象ファンドの対象指数について

- JPX日経インデックス400。株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京証券取引所（以下、総称して「JPXグループ」といいます。）と株式会社日本経済新聞社（以下、「日本経済新聞社」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、JPXグループと日本経済新聞社は、「JPX日経インデックス400」自体及び「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてJPXグループと日本経済新聞社に帰属しています。また、JPXグループと日本経済新聞社は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。JPXグループと日本経済新聞社は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。
- S&P日本新興株100指数、S&P500イコール・ウェイト・インデックス、ディファインド・ミッド・キャップ・コア・インデックス、ディファインド・ヨーロッパ・インデックス、S&Pインターナショナル・コーポレート・ボンド・インデックス（出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス）。ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは何ら保証するものではありません。またその著作権はS&Pに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモール・キャップ・ディビデンド・インデックス、ウィズダムツリー・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・インデックス（出所：ウィズダムツリー社）。ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をウィズダムツリー社は何ら保証するものではありません。またその著作権はウィズダムツリー社に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- FTSE EPRA/NAREITディベロップド・ディビデンド・プラス・インデックス（出所：FTSEインターナショナル・リミテッド）。ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をFTSEインターナショナル・リミテッドは何ら保証するものではありません。またその著作権はFTSE インターナショナル・リミテッドに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- NOMURA-BPI総合インデックス野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債及び円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI総合インデックスは野村證券株式会社の知的財産であり、本ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
- パークレイズ米国 5-10年・ガバメント/クレジット・フロート・アジャステッド・ボンド・インデックス（出所：パークレイズ社）。ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をパークレイズ社は何ら保証するものではありません。またその著作権はパークレイズ社に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- DBエマージング・マーケット USDリキッド・バランスド・インデックス（出所：ドイチェ・バンク・セキュリティーズ）ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をドイチェ・バンク・セキュリティーズは何ら保証するものではありません。またその著作権はドイチェ・バンク・セキュリティーズに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

（略）

## （２）【ファンドの沿革】

&lt;訂正前&gt;

平成26年12月11日 SBIグローバル・ラップファンド（安定型）  
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）  
各ファンドについて信託契約締結、設定・運用開始（予定）

&lt;訂正後&gt;

平成26年12月11日 SBIグローバル・ラップファンド（安定型）  
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）  
各ファンドについて信託契約締結、設定・運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

&lt;訂正前&gt;

(略)

委託会社の概況（平成26年11月12日現在）

( ) 資本金

4億20万円

( ) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成14年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更
平成17年 7月 1日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成19年 9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

( )大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

&lt;訂正後&gt;

(略)

委託会社の概況（平成27年9月10日現在）

( ) 資本金

4億20万円

( ) 沿革

委託会社は、投資運用業務(投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務)及び投資助言業務(投資顧問契約に基づく助言業務)を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社(現SBIホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成14年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更
平成17年 7月 1日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成19年 9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録(関東財務局長(金商)第311号)

( )大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

&lt;訂正前&gt;

(略)

( )投資態度

(略)

また、当初設定時、各ファンドが投資する投資対象ファンドおよび各投資比率は次のとおりです。

区分	投資対象ファンド	投資比率 (My-ラップ安定型)	投資比率 (My-ラップ積極型)
株式型資産	(1) 日本の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	10.0%	15.0%
	(2) 日本の小型株式指数に連動する投資対象ファンド	-	5.0%
	(3) 米国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	10.0%	15.0%
	(4) 米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド	-	5.0%
	(5) 欧州の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	5.0%	10.0%
	(6) 欧州の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド	-	5.0%
	(7) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	2.5%	10.0%
	(8) リート指数に連動する投資対象ファンド	2.5%	5.0%
株式型資産合計		30%	70%
債券型資産	(1) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド	15.0%	5.0%
	(2) 米国の債券指数に連動する投資対象ファンド	15.0%	7.5%
	(3) 先進国（除く米国）の債券指数に連動する投資対象ファンド	15.0%	7.5%
	(4) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド	5.0%	5.0%
	(5) ヘッジファンド	-	5.0%
	(6) ヘッジファンド（ヘッジあり）	20.0%	-
債券型資産合計		70%	30%
合計		100%	100%

(略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

( )投資態度

(略)

また、2015年6月末現在、各ファンドが投資する投資対象ファンドおよび各投資比率は次のとおりです。

区分	投資対象ファンド	投資比率 (My-ラップ安定型)	投資比率 (My-ラップ積極型)
株式型資産	(1) 日本の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	10.0%	15.0%
	(2) 日本の小型株式指数に連動する投資対象ファンド	-	5.0%
	(3) 米国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	10.0%	15.0%
	(4) 米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド	-	5.0%
	(5) 欧州の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	5.0%	10.0%
	(6) 欧州の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド	-	5.0%
	(7) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	2.5%	10.0%
	(8) リート指数に連動する投資対象ファンド	2.5%	5.0%

株式型資産合計		30%	70%
債券型資産	(1) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド	15.0%	5.0%
	(2) 米国の債券指数に連動する投資対象ファンド	15.0%	7.5%
	(3) 先進国(除く米国)の債券指数に連動する投資対象ファンド	15.0%	7.5%
	(4) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド	5.0%	5.0%
	(5) ヘッジファンド	-	5.0%
	(6) ヘッジファンド(ヘッジあり)	20.0%	-
債券型資産合計		70%	30%
合計		100%	100%

(略)

## (2)【投資対象】

&lt;訂正前&gt;

(略)

## 〔参考情報〕

## &lt;投資対象ファンドの概要&gt;

投資対象ファンドは以下のとおりを予定しています。(2014年11月12日現在)。ただし、投資対象ファンドは、定性、定量評価等により適宜見直す場合があります。したがって、当初組入れられていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

(略)

## 米国株式(中小型株式)

ファンド名称	ファースト・トラスト・ミッド・キャップ・コア・アルファデックス ファンド
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2007年5月8日
決算日	7月末日
主たる上場取引 所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的 及び基本的性格	当ファンドは、ディファインド・ミッド・キャップ・コア・インデックス(以下、「対象指数」といいます。)のリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターンおよびインカム・リターンを含む。)を投資家に提供することを目標としています。
ファンドの関係 法人(管理会社 等)	運用会社：ファースト・トラスト・アドバイザーズ・エル・ピー 管理会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、対象指数の構成銘柄で構成される証券のポートフォリオに投資します。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に対して年率0.64%にて計算される金額を受領します。

(略)

## ヘッジファンド（ヘッジあり）

ファンド名称	ニューバーガー・バーマン・グローバル・ボンド・アブソリュート・リターン・ファンド（円建て円ヘッジクラス・外国投資証券）
表示通貨	円
発行地	アイルランド
当初設定	2014年11月設定予定
決算日	12月末日
主たる上場取引所	アイルランド証券取引所上場（予定）
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、分散された債券ポートフォリオを構築し、ロング・ポジション及びシンセティック・ショート・ポジションを組み合わせた戦略を実施することにより、中程度のボラティリティ水準で中長期的にベンチマークを一定程度超過するリターンの創出を目指します。ファンドは、当該ファンドの債券ポートフォリオの運用にかかるパフォーマンス評価を目的として、The Bank of America Merrill Lynch 3 - Month Treasury Bill Index（米ドル建てトータルリターン、報酬控除前）を参照します。
ファンドの関係法人（管理会社等）	投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド 管理事務代行会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ（アイルランド）・リミテッド
投資の基本方針	主として世界各国の各種債券セクターに投資します。また短期金融商品及び他のファンドへの投資、デリバティブ取引等を行う場合があります。
管理報酬等	運用報酬等：年率0.5%

&lt;訂正後&gt;

（略）

〔参考情報〕

&lt;投資対象ファンドの概要&gt;

投資対象ファンドは以下のとおりを予定しています。（2015年9月10日現在）。ただし、投資対象ファンドは、定性、定量評価等により適宜見直す場合があります。したがって、当初組入れられていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

（略）

## 米国株式（中小型株式）

ファンド名称	ファースト・トラスト・ミッド・キャップ・コア・アルファデックス ファンド
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2007年5月8日
決算日	7月末日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所

ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、ディファインド・ミッド・キャップ・コア・インデックス(以下、「対象指数」といいます。)のリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターンおよびインカム・リターンを含む。)を投資家に提供することを目標としています。
ファンドの関係法人(管理会社等)	運用会社：ファースト・トラスト・アドバイザーズ・エル・ピー 管理会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、対象指数の構成銘柄で構成される証券のポートフォリオに投資します。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に対して年率0.67%にて計算される金額を受領します。

(略)

## ヘッジファンド(為替ヘッジあり)

ファンド名称	ニューバーガー・バーマン・グローバル・ボンド・アブソリュート・リターン・ファンド(円建て円ヘッジクラス・外国投資証券)
表示通貨	円
発行地	アイルランド
当初設定	2014年12月11日
決算日	12月末日
主たる上場取引所	アイルランド証券取引所上場
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、分散された債券ポートフォリオを構築し、ロング・ポジション及びシンセティック・ショート・ポジションを組み合わせた戦略を実施することにより、中程度のボラティリティ水準で中長期的にベンチマークを一定程度超過するリターンの創出を目指します。ファンドは、当該ファンドの債券ポートフォリオの運用にかかるパフォーマンス評価を目的として、The Bank of America Merrill Lynch 3 - Month Treasury Bill Index(米ドル建てトータルリターン、報酬控除前)を参照します。
ファンドの関係法人(管理会社等)	投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド 管理事務代行会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ(アイルランド)・リミテッド
投資の基本方針	主として世界各国の各種債券セクターに投資します。また短期金融商品及び他のファンドへの投資、デリバティブ取引等を行う場合があります。
管理報酬等	運用報酬等：年率0.5%

### 3【投資リスク】

以下の内容に訂正・更新します。

(略)

- ・ ヘッジファンドに投資するリスク

一般にヘッジファンドは、運用会社が独自の運用手法によって株式、債券等の有価証券および各種派生商品(デリバティブ)等へ投資を行います。デリバティブ取引は、取引の相手方(カウンターパーティ)の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できずに損失を被る可能性や、種類によっては原資産の価格変動以上に価格が変動する可能性、取引を決済する場合に理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなる可能性や反対売買そのものができなくなる可能性等があり、その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、運用者の運用能力に大きく依存する場合があります、市場の動向にかかわらず損失が発生する可能性があります。

(略)

# 参考情報

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

### My-ラップ (安定型)

2010年7月～2015年6月



## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

代表的な資産クラス：2010年7月～2015年6月



### My-ラップ (積極型)

2010年7月～2015年6月



代表的な資産クラス：2010年7月～2015年6月



\* ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2014年12月11日から2015年6月30日のデータを基に算出しております。

\* 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額を記載しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。また本ファンドは設定から1年が経過していないため、年間騰落率を表示できません。

\* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

\* 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### (代表的な資産クラスの指数)

日本株……………東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株……………MSCI KOKUSAI(コクサイ)インデックス(配当込み,円ベース)

新興国株……………MSCI エマージングマーケットインデックス(配当込み,円ベース)

日本国債……………NOMURA-BPI国債

先進国債……………シティ世界国債インデックス(除く日本,円ベース)

新興国債……………JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージングマーケットグローバルレティバースィファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### (著作権等について)

○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

○MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み,円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

○MSCI エマージングマーケットインデックス(配当込み,円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

○NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

○シティ世界国債インデックス(除く日本,円換算ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

○JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージングマーケットグローバルレティバースィファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージングマーケットグローバルレティバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(略)

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

## &lt;訂正前&gt;

## 通常のお申込み

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。なお、お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ <a href="http://www.sbi-am.co.jp/">http://www.sbi-am.co.jp/</a>
---

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

## &lt;訂正後&gt;

## 通常のお申込み

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。なお、お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ <a href="http://www.sbi-am.co.jp/">http://www.sbi-am.co.jp/</a>
---

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

## (2)【換金（解約）手数料】

## &lt;訂正前&gt;

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対し0.1%）が差引かれます。

## &lt;訂正後&gt;

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対し0.1%）が差引かれます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

## (3) 【信託報酬等】

## &lt;訂正前&gt;

以下の支払先が行う各ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬の総額は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.35%（税抜：年1.25%）の率を乗じて得た額とします。

		My-ラップ（安定型）	My-ラップ（積極型）
運用管理費用（信託報酬）		年1.35%（税抜：年1.25%）	
内訳	委託会社	年0.567%（税抜：年0.525%）	
	販売会社	年0.756%（税抜：年0.7%）	
	受託会社	年0.027%（税抜：年0.025%）	
各ファンドの投資対象ファンドの信託報酬 <sup>1</sup>		0.357%	0.436%
実質的な負担（概算値） <sup>2</sup>		1.707%	1.786%

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

- 1 設定時の投資対象ファンドおよび投資比率で運用された場合の信託報酬率（年）であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。また、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により変動する場合があります。
- 2 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

## &lt;訂正後&gt;

以下の支払先が行う各ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬の総額は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.35%（税抜：年1.25%）の率を乗じて得た額とします。

		My-ラップ （安定型）	My-ラップ （積極型）	
運用管理費用（信託報酬）		年1.35% （税抜：年1.25%）		信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
内訳	委託会社	年0.567% （税抜：年0.525%）		ファンドの運用、基準価額の算出、 ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.756% （税抜：年0.7%）		購入後の情報提供、運用報告書等各 種書類の送付、口座内でのファンド の管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.027% （税抜：年0.025%）		運用財産の管理、委託会社からの指 図の実行の対価
各ファンドの投資対象ファ ンドの信託報酬 <sup>1</sup>		0.357%	0.437%	投資対象とする投資信託証券の管理 報酬等
実質的な負担（概算値） <sup>2</sup>		1.707%	1.787%	

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

- 1 設定時の投資対象ファンドおよび投資比率で運用された場合の信託報酬率(年)であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。また、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により変動する場合があります。
- 2 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

## （５）【課税上の取扱い】

&lt; 訂正前 &gt;

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成26年11月12日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

## イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

税率は以下の通りです。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）

## ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

税率は上記イと同じです。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

税率は以下の通りです。

15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）

確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

#### <注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

#### <訂正後>

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成27年9月10日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

##### 個人の受益者に対する課税

##### イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

##### ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合  
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円<sup>1</sup>の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方<sup>2</sup>で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

1 平成28年1月1日以降、年間120万円となる予定です。

2 平成28年1月1日以降、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」が開始される予定です。

#### 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

#### 確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

#### <注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

以下の内容に訂正・更新いたします。

## SBIグローバル・ラップファンド（安定型）＜愛称：My-ラップ（安定型）＞

## (1)【投資状況】

(平成27年 6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	808,238,713	24.53
	アメリカ	2,339,375,412	70.99
	アイルランド	81,004,738	2.46
	小計	3,228,618,863	97.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		66,516,258	2.02
合計(純資産総額)		3,295,135,121	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成27年 6月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受益証券	NB グローバルボンド AR ファンド JPY	658,351.92	997.47	656,686,289	1,006.34	662,525,871	20.11
アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD INTERMEDIATE-TERM BOND	48,264	10,439.06	503,830,940	10,278.45	496,079,255	15.05
アメリカ	投資信託受益証券	POWERSHARES INT CORP BOND	152,294	3,473.40	528,979,315	3,252.27	495,301,512	15.03
日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックス ファンド(適格機関投資家限定)	396,227,076	1.1831	468,813,832	1.1805	467,746,063	14.20
日本	投資信託受益証券	MAXIS JPX-NIKKEI INDEX 400	22,745	12,953	294,630,728	14,970	340,492,650	10.33
アメリカ	投資信託受益証券	GUGGENHEIM S&P 500 EQUAL WEIGHT	32,740	9,728.65	318,516,083	9,747.02	319,117,435	9.68
アメリカ	投資信託受益証券	FIRST TRUST EUROPE	41,143	3,652.68	150,282,357	3,795.95	156,176,771	4.74
アメリカ	投資信託受益証券	POWERSHARES EM MKT SOVR DEBT	43,381	3,445.74	149,479,777	3,384.51	146,823,775	4.46
アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES DEV MARK PROP YIELD	27,714	3,063.92	84,913,509	2,922.88	81,004,738	2.46
アメリカ	投資信託受益証券	WISDOMTREE EMG MKTS EQ INCOM	12,102	5,205.34	62,995,139	5,234.73	63,350,793	1.92

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

(平成27年 6月30日現在)

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.98
合 計	97.98

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成27年 6月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口あたり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成26年12月末日	2,514,462,524		10,081	
平成27年 1月末日	2,964,981,293		9,960	
2月末日	3,237,051,512		10,142	
3月末日	3,259,839,579		10,127	
4月末日	3,308,989,831		10,200	
5月末日	3,337,237,886		10,414	
6月末日	3,295,135,121		10,211	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間(中間期)	平成26年12月11日～平成27年 6月10日	3.26

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

## SBIグローバル・ラップファンド(積極型) &lt;愛称: My-ラップ(積極型)&gt;

## (1) 投資状況

(平成27年 6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,082,576,348	24.90
	アメリカ	5,304,603,629	63.41
	アイルランド	848,318,336	10.14
	小計	8,235,498,313	98.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		129,483,409	1.55
合計(純資産総額)		8,364,981,722	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(平成27年 6月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	MAXIS JPX-NIKKEI INDEX 400	90,278	13,240	1,195,327,052	14,970	1,351,461,660	16.16
アメリカ	投資信託受益証券	GUGGENHEIM S&P 500 EQUAL WEIGHT	127,919	9,754.43	1,247,777,430	9,747.01	1,246,829,051	14.91
アメリカ	投資信託受益証券	FIRST TRUST EUROPE	214,333	3,673.49	787,352,275	3,795.94	813,597,351	9.73
アメリカ	投資信託受益証券	WISDOMTREE EMG MKTS EQ INCOM	141,855	5,229.83	741,878,882	5,234.73	742,573,688	8.88
アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD INTERMEDIATE-TERM BOND	62,858	10,439.21	656,188,156	10,278.45	646,082,999	7.72
アメリカ	投資信託受益証券	POWERSHARES INT CORP BOND	198,344	3,439.67	682,238,374	3,252.27	645,068,637	7.71
日本	投資信託受益証券	S & P 日本新興株100	363,000	1,079	391,987,695	1,175	426,525,000	5.10
アイルランド	投資信託受益証券	NB GLOBALBOND ABSOLUTE RETURN FUND USD	338,354.516	1,247.82	422,207,600	1,260.01	426,330,242	5.10
アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES DEV MARK PROP YIELD	144,374	3,065.04	442,512,657	2,922.88	421,988,094	5.04
アメリカ	投資信託受益証券	FIRST TRUST MID CAP CORE ALPHA	62,922	6,412.70	403,500,319	6,592.70	414,826,373	4.96
アメリカ	投資信託受益証券	WISDOMTREE EUR S/C DIVIDEND	59,023	6,435.97	379,870,375	7,000.46	413,188,534	4.94
アメリカ	投資信託受益証券	POWERSHARES EM MKT SOVR DEBT	112,996	3,446.96	389,493,540	3,384.51	382,436,996	4.57
日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	258,017,525	1.1842	305,564,000	1.1805	304,589,688	3.64

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

(平成27年 6月30日現在)

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.45
合 計	98.45

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

平成27年 6月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口あたり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成26年12月末日	5,212,594,082		10,132	
平成27年 1月末日	6,503,426,131		9,964	
2月末日	7,215,179,780		10,338	
3月末日	7,541,759,284		10,373	
4月末日	7,850,859,642		10,544	
5月末日	8,379,007,721		10,886	
6月末日	8,364,981,722		10,540	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間(中間期)	平成26年12月11日～平成27年 6月10日	7.20

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

## （４）【設定及び解約の実績】

## SBIグローバル・ラップファンド（安定型）＜愛称：My-ラップ（安定型）＞

期	計算期間	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済み数量 （口）
第1計算期間(中間期)	平成26年12月11日～平成27年 6月10日	4,098,997,816	877,466,637	3,221,531,179

(注1)本邦外における販売、解約の実績はありません。

(注2)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## SBIグローバル・ラップファンド（積極型）＜愛称：My-ラップ（積極型）＞

期	計算期間	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済み数量 （口）
第1計算期間(中間期)	平成26年12月11日～平成27年 6月10日	9,527,915,583	1,727,967,059	7,799,948,524

(注1)本邦外における販売、解約の実績はありません。

(注2)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

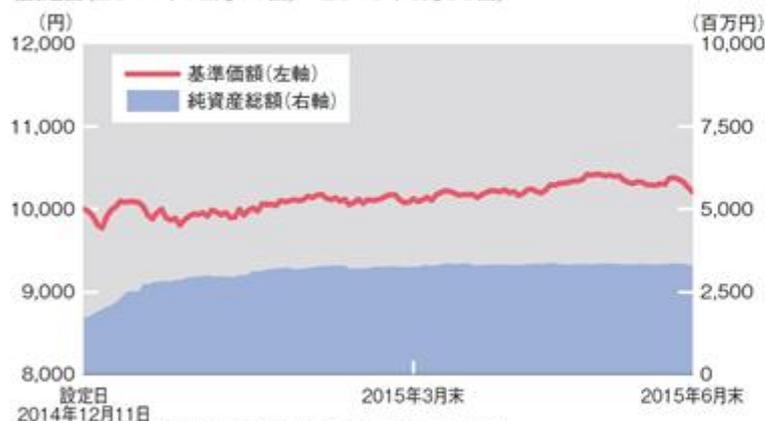
## 運用実績

## SBIグローバル・ラップファンド(安定型)

## 基準価額・純資産の推移

(基準日:2015年6月30日)

(設定日(2014年12月11日)~2015年6月30日)



基準価額(1万口あたり)	10,211円
純資産総額	3,295百万円

## 分配の推移(1万口あたり、税引前)

決算期	金額
-	-
設定来累計	-

※第1期決算日(2015年12月15日)は到来していません。

## 主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。  
 ※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

## 《構成比率》

投資信託証券	97.98%
現金等	2.02%
合計	100.00%

## 《資産別構成比率》



## 《組入上位10銘柄》

	投資対象ファンドの名称	比率	投資対象資産	通貨
1	ニューバーガー・グローバル・ボンド・アパリュート・リターン・ファンド(円建て円ヘッジクラス・外国投資証券)	20.11%	ヘッジファンド(為替ヘッジあり)	円
2	バンガード・インターメディアート・ターム・ボンドETF	15.05%	米国債券	米ドル
3	パワーシェアーズ・インターナショナル・コーポレート・ボンドポートフォリオ	15.03%	先進国(除く米国)債券	米ドル
4	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	14.20%	日本債券	円
5	MAXIS JPX日経インデックス400上場投信	10.33%	日本大型株式	円
6	グッゲンハイム S&P 500 イコール・ウェイトETF	9.68%	米国大型株式	米ドル
7	ファースト・トラスト・ヨーロッパ・アルファデックスファンド	4.74%	欧州大型株式	米ドル
8	パワーシェアーズ・エマージング・マーケット・ソブリン・デットポートフォリオ	4.46%	新興国債券	米ドル
9	iシェアーズ・ディベロップド・マーケット・プロパティ・イールド・UCITS ETF	2.46%	グローバルREIT	米ドル
10	ウィズダム・ツリー・エマージング・マーケット・エクイティ・インカムファンド	1.92%	新興国大型株式	米ドル

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※第1期決算日(2015年12月15日)は到来していません。

※2014年は設定日2014年12月11日(10,000円)から12月末まで、2015年は6月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## SBIグローバル・ラップファンド(積極型)

## 基準価額・純資産の推移

(基準日:2015年6月30日)

(設定日(2014年12月11日)~2015年6月30日)



基準価額(1万口あたり)	10,540円
純資産総額	8,364百万円

## 分配の推移(1万口あたり、税引前)

決算期	金額
-	-
設定来累計	-

※第1期決算日(2015年12月15日)は到来していません。

※第1期決算日(2015年12月15日)は到来していません。  
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口あたりの値です。

## 主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。  
 ※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

## 《構成比率》

投資信託証券	98.45%
現金等	1.55%
合計	100.00%

## 《資産別構成比率》



## 《組入上位10銘柄》

	投資対象ファンドの名称	比率	投資対象資産	通貨
1	MAXIS JPX日経インデックス400上場投信	16.16%	日本大型株式	円
2	グッゲンハイム S&P 500 イコールウエートETF	14.91%	米国大型株式	米ドル
3	ファーストトラスト・ヨーロッパ・アルファデックスファンド	9.73%	欧州大型株式	米ドル
4	ウィズダムツリー・エマージング・マーケット・エクイティ・インカムファンド	8.88%	新興国大型株式	米ドル
5	パワーステアーズ・インターメディアイト・ターム・ボンドETF	7.72%	米国債券	米ドル
6	パワーステアーズ・インターナショナル・コーポレート・ボンドポートフォリオ	7.71%	先進国(除く米国)債券	米ドル
7	上場インデックスファンドS&P日本新興株100	5.10%	日本小型株式	円
8	ニューバーガー・バermanグローバル・ボンド・アパリュートリターン・ファンド(米ドル建てクラス・外国投資証券)	5.10%	ヘッジファンド	米ドル
9	iシェアーズ・ディベロップド・マーケット・プロパティ・イールド・UCITS ETF	5.04%	グローバルREIT	米ドル
10	ファーストトラスト・ミッド・キャップ・コア・アルファデックスファンド	4.96%	米国中小型株式	米ドル

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※第1期決算日(2015年12月15日)は到来していません。

※2014年は設定日2014年12月11日(10,000円)から12月末まで、2015年は6月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

&lt;訂正前&gt;

(略)

( )お申込価額

当初申込期間：1口あたり1円とします。継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額とします。

(略)

( )お申込手数料

通常のお申込み

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記（ ）の照会先においてもご確認いただけます。

(略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

( )お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額とします。

(略)

( )お申込手数料

通常のお申込み

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記（ ）の照会先においてもご確認いただけます。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

(略)

## 2【換金（解約）手続等】

&lt;訂正前&gt;

( )一部解約

(略)

c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額（基準価額に対し0.1%）を控除した価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認いただけます。

(略)

( )その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、信託約款に定める期間内に異議を述べた受益者は、投信法に定めるところにより、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委

託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

<訂正後>

( )一部解約

(略)

c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額(基準価額に対し0.1%)を控除した価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認いただけます。

(注) 信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

(略)

( )削除

## 3【資産管理等の概要】

## (5)【その他】

&lt;訂正前&gt;

(略)

## ( ) 運用報告書の作成

ファンドは、毎計算期末（毎年12月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。また、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書（全体版）の交付に代えて、運用報告書（全体版）に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

## ( ) 運用報告書の作成

本ファンドは、毎計算期末（毎年12月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(略)

### 第3【ファンドの経理状況】

以下の内容を追加します

#### 1【財務諸表】

##### SBIグローバル・ラップファンド（安定型）

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
  
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成26年12月11日から平成27年6月10日まで）の中間財務諸表について、かえで監査法人による中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 【SBIグローバル・ラップファンド（安定型）】

## （１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

		第1期中間計算期間 平成27年6月10日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金		3,416,382
コール・ローン		92,628,244
投資信託受益証券		3,271,447,115
未収利息		25
流動資産合計		3,367,491,766
資産合計		3,367,491,766
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		19,134,452
未払受託者報酬		410,371
未払委託者報酬		20,108,154
その他未払費用		1,216,453
流動負債合計		40,869,430
負債合計		40,869,430
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		3,221,531,179
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		105,091,157
元本等合計		3,326,622,336
純資産合計		3,326,622,336
負債純資産合計		3,367,491,766

## （ 2 ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成26年12月11日 至 平成27年6月10日
<b>営業収益</b>	
受取配当金	19,466,157
受取利息	8,040
有価証券売買等損益	26,720,010
為替差損益	79,458,321
その他収益	2,054,898
<b>営業収益合計</b>	<b>127,707,426</b>
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	410,371
委託者報酬	20,108,154
その他費用	1,554,055
<b>営業費用合計</b>	<b>22,072,580</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>105,634,846</b>
経常利益又は経常損失（ ）	105,634,846
<b>中間純利益又は中間純損失（ ）</b>	<b>105,634,846</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	9,959,826
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,769,826
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,769,826
剰余金減少額又は欠損金増加額	353,689
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	353,689
<b>中間剰余金又は中間欠損金（ ）</b>	<b>105,091,157</b>

## （ 3 ）【中間注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## （中間貸借対照表に関する注記）

期別		第1期中間計算期間 平成27年 6月10日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	3,221,531,179口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0326円 (10,326円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期中間計算期間（自 平成26年12月11日 至 平成27年 6月10日）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 平成27年 6月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (元本の移動)

区分	第1期中間計算期間 自 平成26年12月11日 至 平成27年 6月10日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,735,547,531円
期中追加設定元本額	2,363,450,285円
期中一部解約元本額	877,466,637円

SBIグローバル・ラップファンド(積極型)

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
  
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(平成26年12月11日から平成27年6月10日まで)の中間財務諸表について、かえで監査法人による中間監査を受けております。

## 【SBIグローバル・ラップファンド（積極型）】

## （１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

		第1期中間計算期間 平成27年6月10日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金		12,057,166
コール・ローン		295,783,415
投資信託受益証券		8,167,688,310
未収利息		81
流動資産合計		8,475,528,972
資産合計		8,475,528,972
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金		8,103,140
未払解約金		57,904,300
未払受託者報酬		930,649
未払委託者報酬		45,601,657
その他未払費用		1,216,453
流動負債合計		113,756,199
負債合計		113,756,199
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		7,799,948,524
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		561,824,249
元本等合計		8,361,772,773
純資産合計		8,361,772,773
負債純資産合計		8,475,528,972

## （ 2 ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成26年12月11日 至 平成27年6月10日
<b>営業収益</b>	
受取配当金	44,721,017
受取利息	20,855
有価証券売買等損益	274,032,100
為替差損益	256,360,094
その他収益	2,189,483
<b>営業収益合計</b>	<b>577,323,549</b>
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	930,649
委託者報酬	45,601,657
その他費用	1,865,325
<b>営業費用合計</b>	<b>48,397,631</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>528,925,918</b>
経常利益又は経常損失（ ）	528,925,918
<b>中間純利益又は中間純損失（ ）</b>	<b>528,925,918</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	59,485,692
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>-</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	95,848,239
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	95,848,239
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,464,216
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,464,216
<b>中間剰余金又は中間欠損金（ ）</b>	<b>561,824,249</b>

## （ 3 ）【中間注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## （中間貸借対照表に関する注記）

期別		第1期中間計算期間 平成27年 6月10日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	7,799,948,524口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0720円 (10,720円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期中間計算期間（自 平成26年12月11日 至 平成27年 6月10日）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 平成27年 6月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (元本の移動)

区分	第1期中間計算期間 自 平成26年12月11日 至 平成27年 6月10日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,510,081,514円
期中追加設定元本額	6,017,834,069円
期中一部解約元本額	1,727,967,059円

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

以下の内容に訂正・更新します。

・ SBIグローバル・ラップファンド(安定型) <愛称: My-ラップ安定型>

平成27年 6月30日現在

資産総額	3,331,274,375円
負債総額	36,139,254円
純資産総額( - )	3,295,135,121円
発行済口数	3,226,917,089口
1口当たり純資産額( / )	1.0211円
(1万口当たり純資産額)	(10,211円)

・ SBIグローバル・ラップファンド(積極型) <愛称: My-ラップ積極型>

平成27年 6月30日現在

資産総額	8,505,841,626円
負債総額	140,859,904円
純資産総額( - )	8,364,981,722円
発行済口数	7,936,439,484口
1口当たり純資産額( / )	1.0540円
(1万口当たり純資産額)	(10,540円)

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

## 1【委託会社等の概況】

&lt;訂正前&gt;

資本金の額

( )資本金の額(平成26年11月12日現在)

(略)

&lt;訂正後&gt;

資本金の額

( )資本金の額(平成27年9月10日現在)

(略)

## 2【事業の内容及び営業の概況】

&lt;訂正前&gt;

(略)

(平成26年9月30日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	<u>34</u>	<u>70,912</u>
単位型株式投資信託	<u>11</u>	<u>43,167</u>

&lt;訂正後&gt;

(略)

(平成27年6月30日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	<u>38</u>	<u>124,808</u>
単位型株式投資信託	<u>6</u>	<u>30,296</u>

### 3【委託会社等の経理状況】

以下の内容に訂正・更新します。

<更新・訂正後>

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第28期		第29期	
		(平成26年3月31日現在)		(平成27年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
・流動資産					
預金		466,990		664,366	
前払費用		2,256		2,725	
未収委託者報酬		189,317		231,804	
未収運用受託報酬		8,934		7,007	
未収投資顧問料	* 2	9,680		6,513	
繰延税金資産		1,461		5,112	
その他		6,250		8,740	
流動資産合計		684,891	81.2	926,271	85.5
・固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	521		2,849	
リース資産	* 1	1,882		1,255	
有形固定資産合計		2,404	0.3	4,103	0.4
無形固定資産					
電話加入権		67		67	
ソフトウェア		643		3,499	
商標権		1,301		1,217	
無形固定資産合計		2,011	0.2	4,783	0.4
投資その他の資産					
関係会社株式		127,776		127,776	
長期差入保証金	* 2	26,819		20,822	
投資その他の資産合計		154,595	18.3	148,598	13.7
固定資産合計		159,011	18.8	157,486	14.5
資産合計		843,902	100.0	1,083,757	100.0

区分	注記 番号	第28期		第29期	
		(平成26年3月31日現在)		(平成27年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
. 流動負債					
預り金		642		627	
未払金		105,812		144,339	
(未払手数料)		(88,074)		(118,719)	
未払法人税等		30,344		66,503	
未払消費税等		7,984		21,882	
リース債務		657		685	
流動負債合計		145,441	17.2	234,038	21.6
. 固定負債					
リース債務		1,400		714	
固定負債合計		1,400	0.2	714	0.1
負債合計		146,842	17.4	234,753	21.7
(純資産の部)					
. 株主資本					
1 資本金		400,200	47.4	400,200	36.9
2 利益剰余金					
利益準備金		30,012		30,012	
その他利益剰余金		266,847		418,792	
繰越利益剰余金		266,847		418,792	
利益剰余金合計		296,859	35.2	448,804	41.4
株主資本合計		697,059	82.6	849,004	78.3
純資産合計		697,059	82.6	849,004	78.3
負債・純資産合計		843,902	100.0	1,083,757	100.0

## （ 2 ） 【 損益計算書 】

区分	注記 番号	第28期			第29期		
		自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日			自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬		954,989		1,343,658			
運用受託報酬		29,903		41,494			
投資顧問料		42,026	1,026,919	27,569	1,412,722	100.0	
営業費用							
支払手数料		533,240		837,387			
広告宣伝費		1,546		1,537			
調査費		22,204		24,235			
(調査費)		(22,204)		(24,235)			
委託計算費		68,595		72,482			
営業雑経費		17,508		20,912			
(通信費)		(1,021)		(863)			
(印刷費)		(14,150)		(17,747)			
(協会費)		(1,615)		(1,723)			
(諸会費)		(454)		(472)			
(その他営業雑経費)		(266)	643,096	(105)	956,555	67.7	
一般管理費							
給料		131,402		145,255			
(役員報酬)		(15,083)		(17,000)			
(給料・手当)		(116,318)		(128,255)			
交際費		90		35			
旅費交通費		3,863		3,820			
福利厚生費		15,921		18,435			
租税公課		1,833		2,744			
不動産賃借料		22,283		21,048			
消耗品費		3,640		2,025			
事務委託費		9,963		10,643			
退職給付費用		5,623		6,879			
固定資産減価償却費		1,334		1,617			
諸経費		6,194	202,150	7,064	219,569	15.5	
営業利益			181,673	17.7		236,597	16.7
営業外収益							
受取利息		49		188			
投資有価証券売却益				678			
雑収入		221	271	24	890	0.1	
営業外費用							
支払利息		100		73			
為替差損		1		4			
投資有価証券売却損				726			
雑損失		0	102	18	823	0.1	
経常利益			181,842	17.7		236,664	
特別利益							
投資有価証券償還益		15,240	15,240	1.5			0.0
特別損失							
投資有価証券売却損		9	9	0.0			0.0
税引前当期純利益			197,073	19.2		236,664	16.8
法人税、住民税及び事業税			49,873	4.9		88,371	6.3
法人税等調整額			2,463	0.2		3,651	0.3
当期純利益			144,736	14.1		151,944	10.8

## （ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等		純資産合 計
	資本金	利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備 金	そ の 他 利益剰余 金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	400,200	30,012	122,111	152,123	552,323	12,631	12,631	564,954
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益			144,736	144,736	144,736			144,736
株主資本以外 の項目の当期の 変動額（純額）						12,631	12,631	12,631
当期変動額合計			144,736	144,736	144,736	12,631	12,631	132,104
当期末残高	400,200	30,012	266,847	296,859	697,059			697,059

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金				その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	400,200	30,012	266,847	296,859	697,059			697,059
当期変動額								
剰余金の配当					0			0
当期純利益			151,944	151,944	151,944			151,944
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計			151,944	151,944	151,944			151,944
当期末残高	400,200	30,012	418,792	448,804	849,004			849,004

## 重要な会計方針

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお主な耐用年数は、器具備品5-15年であります。

無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第28期 (平成26年3月31日現在)		第29期 (平成27年3月31日現在)	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	* 1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	器具備品 5,177千円		器具備品 5,312千円
	リース資産 1,255千円		リース資産 1,882千円
	合計 6,432千円		合計 7,195千円
* 2	関係会社に対する資産及び負債	* 2	関係会社に対する資産及び負債
	未収投資顧問料 9,680千円		未収投資顧問料 6,513千円
	長期差入保証金 26,765千円		長期差入保証金 20,768千円

## (損益計算書関係)

該当事項はありません。

## (株主資本等変動計算書関係)

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	466,990	466,990	
(2) 未収委託者報酬	189,317	189,317	
(3) 未収運用受託報酬	8,934	8,934	
(4) 未収投資顧問料	9,680	9,680	
資産計	674,921	674,921	
(1) 未払金	105,812	105,812	
(2) リース債務	2,058	2,058	
負債計	107,871	107,871	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	26,819

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	466,990
未収委託者報酬	189,317
未収運用受託報酬	8,934
未収投資顧問料	9,680
合計	674,921

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	657	685	714			

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	664,366	664,366	
(2) 未収委託者報酬	231,804	231,804	
(3) 未収運用受託報酬	7,007	7,007	
(4) 未収投資顧問料	6,513	6,513	
資産計	1,083,757	1,083,757	
(1) 未払金	144,339	144,339	
(2) リース債務	1,400	1,400	
負債計	234,753	234,753	

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	20,822

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

## (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	664,366
未収委託者報酬	231,804
未収運用受託報酬	7,007
未収投資顧問料	6,513
合計	909,692

## (注4) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	685	714				

## （有価証券関係）

第28期(平成26年3月31日現在)

## 1．その他有価証券

該当事項はありません。

第29期(平成27年3月31日現在)

## 1．その他有価証券

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

第28期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第29期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第28期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	第29期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">2,937千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">2,937千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">2,685千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,623千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額2,937千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">年金資産</td> <td style="text-align: right;">222,956,639千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の 給付債務</td> <td style="text-align: right;">206,135,147千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">16,821,492千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成25年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02%</p> <p>(3) 補足説明 上記の差引額16,821,492千円の内訳は、平成25年度不足金10,082,271千円、及び平成25年度剰余金26,903,764千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p>	勤務費用等(注1)	2,937千円	退職給付費用計	2,937千円	その他(注2)	2,685千円	合計	5,623千円	年金資産	222,956,639千円	年金財政計算上の 給付債務	206,135,147千円	差引額	16,821,492千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入しておりましたが、平成27年2月18日に基金の代議員会において基金脱退の承認を受け、平成27年3月31日に同基金より任意脱退いたしました。これにともなう当事業年度における脱退一時金等の支払コストは軽微なものであります。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">4,315千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">4,315千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">2,564千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">6,879千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額4,315千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">年金資産</td> <td style="text-align: right;">252,293,875千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の数理債 務の額と最低責任準備金の 額との合計額</td> <td style="text-align: right;">227,330,857千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">24,963,018千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成26年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.03%</p> <p>(3) 補足説明 上記の差引額24,963,018千円の内訳は、平成26年度剰余金5,630,204千円、及び平成26年度別途積立金19,332,813千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p>	勤務費用等(注1)	4,315千円	退職給付費用計	4,315千円	その他(注2)	2,564千円	合計	6,879千円	年金資産	252,293,875千円	年金財政計算上の数理債 務の額と最低責任準備金の 額との合計額	227,330,857千円	差引額	24,963,018千円
勤務費用等(注1)	2,937千円																												
退職給付費用計	2,937千円																												
その他(注2)	2,685千円																												
合計	5,623千円																												
年金資産	222,956,639千円																												
年金財政計算上の 給付債務	206,135,147千円																												
差引額	16,821,492千円																												
勤務費用等(注1)	4,315千円																												
退職給付費用計	4,315千円																												
その他(注2)	2,564千円																												
合計	6,879千円																												
年金資産	252,293,875千円																												
年金財政計算上の数理債 務の額と最低責任準備金の 額との合計額	227,330,857千円																												
差引額	24,963,018千円																												

## (税効果会計関係)

第28期 平成26年3月31日現在	第29期 平成27年3月31日現在																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">510千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">22,248</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,461</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">24,220</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">22,758</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,461</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	510千円	関係会社株式評価損	22,248	その他	1,461	繰延税金資産小計	24,220	評価性引当額	22,758	繰延税金資産合計	1,461	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">462千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">20,188</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">4,199</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">539</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">374</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,763</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">20,651</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,112</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	462千円	関係会社株式評価損	20,188	未払事業税	4,199	その他未払税金	539	その他	374	繰延税金資産小計	25,763	評価性引当額	20,651	繰延税金資産合計	5,112
繰延税金資産																																	
電話加入権	510千円																																
関係会社株式評価損	22,248																																
その他	1,461																																
繰延税金資産小計	24,220																																
評価性引当額	22,758																																
繰延税金資産合計	1,461																																
繰延税金資産																																	
電話加入権	462千円																																
関係会社株式評価損	20,188																																
未払事業税	4,199																																
その他未払税金	539																																
その他	374																																
繰延税金資産小計	25,763																																
評価性引当額	20,651																																
繰延税金資産合計	5,112																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">38.01%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">永久差異</td> <td style="text-align: right;">0.02%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">11.45%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.02%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26.56%</td> </tr> </table>	法定実効税率	38.01%	永久差異	0.02%	評価性引当金の増減	11.45%	その他	0.02%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.56%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>																						
法定実効税率	38.01%																																
永久差異	0.02%																																
評価性引当金の増減	11.45%																																
その他	0.02%																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.56%																																
<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>平成27年度税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」及び関連する政省令）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の38.01%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が392千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が392千円減少しております。</p>																																

## (セグメント情報)

<p style="text-align: center;">第28期 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第29期 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日</p>
<p>1. セグメント情報 当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。</p>	<p>1. セグメント情報 同左</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 同左  有形固定資産 同左</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 同左</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 同左</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左</p>

## (関連当事者情報)

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンド マネジメント カンパニー エスエー	ルクセンブル グ大公国：ル クセンブルグ	118	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	42,026	未収投資 顧問 料	9,680

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。  
3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成26年3月13日に増資を行っております。

## (イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社	SBIホール ディングス株 式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(所有) 間接 49.2%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃借	22,283	長期差 入保証 金	26,765

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 事務所等の賃借については、一般的取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

第29期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンド マネジメント カンパニー エスエー	ルクセンブルグ 大公国：ルク センブルグ	118	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	27,569	未収投 資顧問 料	6,513

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

## (イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社	SBIホール ディングス株 式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(所有) 間接 49.66%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃借	21,048	長期差 入保証 金	20,768

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事務所等の賃借については、一般的取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

## (1株当たり情報)

	第28期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	第29期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
1株当たり純資産額	19,045円35銭	23,196円84銭
1株当たり当期純利益	3,954円55銭	4,151円48銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	第29期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
当期純利益(千円)	144,736	151,944
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	144,736	151,944
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

## (重要な後発事象)

第28期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第29期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

以下の内容に訂正・更新します。

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	高木証券株式会社 <sup>1</sup>	11,069百万円	
	立花証券株式会社 <sup>2</sup>	6,695百万円	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	30百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

1 高木証券株式会社は、平成27年9月18日より募集・販売等の取扱いを行う予定です。

2 立花証券株式会社は、平成27年9月30日より募集・販売等の取扱いを行う予定です。

## 2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	株式会社SBI証券	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。
	高木証券株式会社	
	立花証券株式会社	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

詳しくは、第二部 第1、1、(3)「ファンドの仕組み」をご参照ください。

## 3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	株式会社SBI証券	該当事項はありません。
	高木証券株式会社	
	立花証券株式会社	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成27年7月28日

SBIアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

かえで監査法人			
指定社員	公認会計士	山下章太	印
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	佐武 伸	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIグローバル・ラップファンド（安定型）の平成26年12月11日から平成27年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIグローバル・ラップファンド（安定型）の平成27年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年12月11日から平成27年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成27年7月28日

SBIアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

かえで監査法人

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 山下章太 印

公認会計士 佐武 伸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIグローバル・ラップファンド（積極型）の平成26年12月11日から平成27年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIグローバル・ラップファンド（積極型）の平成27年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年12月11日から平成27年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 優成監査法人

指定社員 公認会計士 小松 亮一  
業務執行社員指定社員 公認会計士 中田 啓  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。